

資料提供年月日	平成30年11月27日		
問い合わせ先	課名	環境保全課	
	電話	直通	803-1284
		内線	3992・3994
担当者	職・氏名	課長	模尾
		係長	門田
		主任	松下

# 広 報 連 絡

## <市長記者会見資料>

### 1 件 名 岡山市環境影響評価条例の施行について

### 2 背景と経過

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）とは、規模が大きく環境への影響が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ事業者自らが、その事業が環境に与える影響について調査・予測・評価を行い環境保全のための措置を検討するとともに、その内容を公表し、住民や市の意見を踏まえて、より環境に配慮した事業内容にしていくための一連の手続きのことです。

現在、岡山市における環境アセスメントは、県条例に基づき実施することになっていますが、岡山市自らの権限と責任において大規模な開発と環境保全との調和を図る必要があると考え、平成30年3月20日に「岡山市環境影響評価条例」を公布したところです。

このたび、具体的な対象事業などを規定した「施行規則」を本日公布し、条例とあわせて平成31年4月1日に施行することになりましたのでお知らせします。

### 3 目的とポイント

#### ○目的

岡山市自らの権限と責任において、大規模な開発と環境保全との調和を図り、市民が安全で安心な暮らしができる岡山市を実現していくことを目的としています。

#### ○ポイント（県条例からの主な拡充・変更点）

- ① より柔軟な環境配慮を可能とするため、県条例には設けられていない計画段階の手続を導入しました。
- ② 土地利用の状況を踏まえ、市域をA地域（市街化区域）、B地域（市街化区域以外の区域）、C地域（自然公園等指定地域）の3地域に区分しました。

- ③ 対象として大きく17の事業区分を設け、大規模な土地改変や樹木伐採等を伴う場合の「太陽光発電所」と、有害物質で汚染された土壌を扱う「汚染土壌処理施設」は、環境影響が大きいと考えられるため、市独自の対象事業にしました。
- ④ きめ細かな対応を行うため地域区分ごとに対象事業の規模要件に差を設けました。

#### A地域（市街化区域）

計画的に市街化を推進する地域であるため県条例と同等を基本としました。

#### B地域（市街化区域以外の区域）

森林・農地等の保全を重視する地域であるため、土地改変の影響が大きいと考えられる河川事業や土石採取場などの面的な開発を行う事業について、県条例より強化しました。

#### C地域（自然公園等指定地域）

自然環境等の保全に特に配慮が必要な地域であることから、全体的に県条例より強化しました。

- ⑤ 鉄道・軌道については、県条例の「新設・改良すべて」を緩和しました。

#### 鉄道及び新設軌道\*

短い距離の場合、路線位置等の変更の余地がほぼ無く、実施可能な環境保全措置も限られるため、A・B地域の規模要件は「新設・改良1Km以上」としました。

新設軌道\*：軌道法に基づき、道路以外に軌道を敷設したもの。

道路地下部に敷設された地下鉄など。

#### 併用軌道（路面電車）

既に乗用車・バス・トラック等が往来している道路上に、単にレールを設置し運行するものであり、騒音、振動等が著しく増加することは考えにくく、また、動力は電気であり大気汚染の改善やCO2削減も期待できることから、法と同様に対象外としました。

## 4 施行日

平成31年4月1日

## 5 参考資料

資料1 岡山市環境影響評価制度について

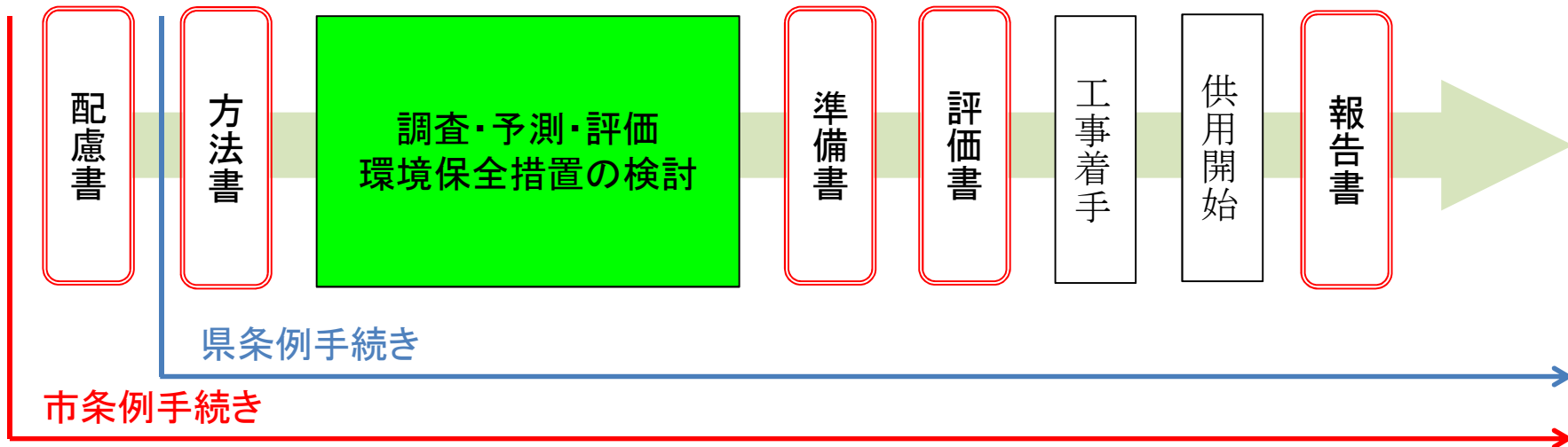
資料2 岡山市環境影響評価地域区分図

資料3 岡山市環境影響評価対象事業一覧表

# 岡山市環境影響評価制度について

環境影響評価制度(環境アセスメント制度)とは、規模が大きく環境への影響が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ事業者自らが、その事業が環境に与える影響について調査・予測・評価を行い環境保全のための措置を検討するとともに、その内容を公表し、住民や市の意見を踏まえて、より環境に配慮した事業内容にしていくための一連の手続きのことです。

## 手続きの流れの概要



- ・配慮書とは、事業の計画段階で、環境保全のために配慮すべき事項について検討し、その結果をまとめた図書のことです。
- ・方法書とは、環境のどのような項目について、どのような手法で調査・予測・評価を行うのかを示した図書のことです。
- ・準備書とは、調査・予測・評価の結果を示し、環境保全に関する事業者の措置を取りまとめた図書のことです。
- ・評価書とは、準備書に対する住民や市の意見を踏まえて、必要に応じて準備書に修正を加えた図書のことです。
- ・報告書とは、工事中などに実施した事後調査の内容や講じた環境保全措置の状況などについてまとめた図書のことです。
- ・事業者は、各図書を公表し住民や市の意見を踏まえ、できる限り環境に配慮した事業内容にしていきます。



- A地域**  
市街化区域  
(C地域を除く)
- B地域**  
市街化区域以外の区域  
(C地域を除く)
- C地域**  
自然公園等指定地域  
(例) 国立公園、県立自然公園、  
鳥獣保護区など

## 岡山市環境影響評価 対象事業一覧表

事業区分		A地域	B地域	C地域	
1 道路の新設又は改築	自動車専用道路	2車線以上			
	国道・県道・市道	4車線以上かつ7.5km以上		4車線以上かつ3.75km以上	
	林道・農道	幅員6.5m以上かつ長さ15km以上		幅員6.5m以上かつ長さ7.5km以上	
2 河川	ダムの新築	貯水面積50ha以上		貯水面積25ha以上	
	堰の新築又は改築	(新築)	湛水面積75ha以上	湛水面積50ha以上	湛水面積25ha以上
		(改築)	改築後の湛水面積75ha以上かつ湛水面積37.5ha以上増加	改築後の湛水面積50ha以上かつ湛水面積25ha以上増加	改築後の湛水面積25ha以上かつ湛水面積12.5ha以上増加
	放水路の新築	土地の形状変更面積75ha以上	土地の形状変更面積50ha以上	土地の形状変更面積25ha以上	
3 鉄道・軌道の建設又は改良	長さ1km以上			すべて	
4 飛行場の設置又は変更	(設置又は滑走路新設を伴う変更)	滑走路長1,875m以上	滑走路長1,250m以上	滑走路長625m以上	
	(滑走路延長を伴う変更)	延長後の滑走路長1,875m以上かつ375m以上の延長	延長後の滑走路長1,250m以上かつ250m以上の延長	延長後の滑走路長625m以上かつ125m以上の延長	
5 電気工作物の設置又は変更	水力発電所	出力10,000kW以上		出力5,000kW以上	
	火力発電所	出力75,000kW以上		出力37,500kW以上	
	太陽光発電所	土地の形状変更等面積20ha以上	土地の形状変更等面積10ha以上	土地の形状変更等面積5ha以上	
	風力発電所	出力1,500kW以上		出力750kW以上	
	高圧送電線	電圧50万V以上		電圧25万V以上	
6 公有水面等の埋立て又は干拓	埋立干拓区域面積10ha以上			埋立干拓区域面積5ha以上	
7 土地区画整理事業	施行区域面積75ha以上	施行区域面積10ha以上	施行区域面積5ha以上	施行区域面積5ha以上	
8 廃棄物処理施設の設置又は変更	廃棄物最終処分場	埋立処分場所面積5ha以上又は設置区域面積10ha以上	埋立処分場所面積2.5ha以上又は設置区域面積5ha以上	埋立処分場所面積1.25ha以上又は設置区域面積2.5ha以上	
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時以上		処理能力2t/時以上	
9-① 工業団地の造成	造成区域面積50ha以上	造成区域面積10ha以上	造成区域面積5ha以上	造成区域面積5ha以上	
9-② 製造業等に係る工場又は事業場の新設又は増設	敷地面積50ha以上又は最大排出ガス量10万Nm <sup>3</sup> /時以上又は平均排水量1万m <sup>3</sup> /日以上	敷地面積10ha以上又は最大排出ガス量10万Nm <sup>3</sup> /時以上又は平均排水量1万m <sup>3</sup> /日以上	敷地面積5ha以上又は最大排出ガス量5万Nm <sup>3</sup> /時以上又は平均排水量5,000m <sup>3</sup> /日以上	敷地面積5ha以上又は最大排出ガス量5万Nm <sup>3</sup> /時以上又は平均排水量5,000m <sup>3</sup> /日以上	
10 住宅団地の造成	造成区域面積10ha以上			造成区域面積5ha以上	
11 流通業務団地の造成	造成区域面積50ha以上	造成区域面積10ha以上	造成区域面積5ha以上	造成区域面積5ha以上	
12 レクリエーション施設等の新設又は増設 (スキー場、公園、キャンプ場を含む)	施設区域面積10ha以上			施設区域面積5ha以上	
13 下水道終末処理場の新設又は増設	計画1日平均流入下水水量3,000m <sup>3</sup> /日以上			計画1日平均流入下水水量1,500m <sup>3</sup> /日以上	
14 複合開発事業の造成等 (8～13の複合事業)	(9と11を併せて実施するもの)	造成等区域面積50ha以上	造成等区域面積10ha以上	造成等区域面積5ha以上	
	(上記以外のもの)	造成等区域面積10ha以上		造成等区域面積5ha以上	
15 土石採取場の新設又は増設	土石採取場面積20ha以上	土石採取場面積10ha以上	土石採取場面積5ha以上	土石採取場面積5ha以上	
16 試験研究施設の新設又は増設	敷地面積10ha以上			敷地面積5ha以上	
17 汚染土壌処理施設の新設又は増設	すべて				

A地域 市街化区域(C地域を除く)

B地域 市街化区域以外の区域(C地域を除く)

C地域 自然公園等指定地域

(例) 国立公園、県立自然公園、鳥獣保護区など

県条例と比較して

黄色：強化

緑色：市街化調整区域は同等、御津・建部地域は実質強化

橙色：市独自事業

水色：緩和